

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月2日(水) 午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (13人)

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	10番	堀 勝郎
	11番	永渕久留美
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

欠席委員 (1人)

9番 小川 龍也

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

- 第2 議案第 126号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 127号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 議案第 128号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 議案第 129号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
 農用地利用集積計画の決定について
 議案第 130号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により
 定める農用地利用配分計画第1号(案)について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸
農地係長 中川 博文
主 査 西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から平成28年度第30回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それではさっそく審議に入りたいと思います。それでは議事録署名者ですが、8番の木下委員と10番の堀委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>本日の提出議案は126号が3件、127号が2件、128号が3件、129号が11件、130号が11件となっております。</p> <p>それでは議案第126号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>1番事務局説明お願ひします。</p>
事務局	<p>(1番説明)</p> <p>平成18年3月から10年間の使用貸借権再設定をしていたが、他の人に譲渡するため合意解約となっております。</p>
議長	<p>小道委員調査・報告お願ひします・</p>
小道委員	<p>事務局の報告のとおりです。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>水田委員お願ひします。</p>
水田委員	<p>小道委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p> <p><異議なし></p>

議長	<p>それでは1番異議なしと認めます。 同じく2番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明) 平成15年7月より10年間の農地法第3条の使用貸借権再設定を行っていたが、農地集約の為に中間管理機構に貸すために合意解約となっています。</p>
議長	<p>永淵委員をお願いします</p>
永淵委員	<p>お父さんも息子さんも農業が出来る状態でないので中間管理機構に貸したいとの事でした。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>川崎委員をお願いします。</p>
川崎委員	<p>永淵委員の説明に間違いありません。現地の農業委員がおりますので、説明をお願いしてよろしいでしょうか。</p>
永石委員	<p>元々(昭和)40年ごろに住所を移されてますが、土地は私の地区にあります。もう体調が悪いとの事で管理をお願いしたいとの事でした。</p>
議長	<p>それでは2番について異議ご意見ございませんか。</p> <p><異議なし></p>
議長	<p>それでは2番異議なしと認めます。 同じく3番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明) 平成12年10月より10年間の農地法第3条の貸借権設定を行い、契約満了後貸人が耕作を行っていたが、解約の手続きを行っていなかった為、遡って合意解約の手続きを行う事になった。</p>
議長	<p>永石委員調査報告をお願いします。</p>

小川委員	お話しはお聞きしましたが、詳しくは会長の方から報告があると思います。
議長	貸人は元々体が弱く、奥さんは早くに亡くなって子供も出てしまっていて、あまり農業が出来なくなっている。で、借り人は甥にあたる人で農業をしている人だけれど、今回の契約をきちんとして、その後別の契約を結びたいと考えているとの事でした。
議長	それでは3番について異議ご意見ございませんか。 <異議なし>
議長	それでは3番異議なしと認めます。 それでは議案第127号。農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。この件につきまして、貸人が同じですので二つ同時によろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは1番2番、事務局説明をお願いします。
事務局	(1、2番事務局説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	小道委員調査報告をお願いします。
小道委員	1番の譲受人につきましては、すでに10年前に耕作をされていたとの事でした。2番につきましては、去年から管理をお願いされているという事で、よろしくお願ひしたいとの事でした。
議長	水田委員報告をお願いします。
小道委員	小道委員の報告のとおりです、2番は前は藪でしたが、今はきちんと手入れされています。

議長	<p>この件についてご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ではこの件につきまして許可いたします。</p> <p>つづきまして議案128号、農地法第5条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。これも1番2番一緒によろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場から概ね300m以内にある農地で、第3種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は6ページとなっております。</p>
議長	<p>水田委員調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>この件につきまして、譲受人に一任されてましたので、お聞きしました。ここは新しい道が出来ておりまして、分断された農地になっています。それで2番の田は道路と家に囲まれて水を入れることも出来ないため、現在は作っておりません。で農地も狭いし、日当たりも悪い為、もう耕作が出来ない状態になっていますので転用はやむおえないと思います。</p>
議長	<p>私も現場を見てきましたが、水田委員の言うとおりの、もう耕作には向かない土地になっている状況です。農地としては変形もしており、転用はやむおえないと判断しています。</p>
議長	<p>今の件につきまして、ご異議、ご意見等はございますか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>1番と2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。3番説明を事務局お願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、県庁、市役所、又は町役場（これらの支所を含む。）から概ね300m以内農地で、第3種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は7, 8ページとなっております。</p>
議長	<p>鬼石委員、調査報告をお願いします。</p>
鬼石委員	<p>場所は支所の裏になります。手前は役場が駐車場として借りており、問題はないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>坂口委員調査報告をお願いします。</p>
堀委員	<p>事務局より調査はいいという事でしたので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>これにつきまして、定住促進住宅として建設を予定しています。多良の方は本年度中に事業開始という事で計画が進んでいますが、大浦の方は全体で4200㎡で買取まで今年度して、平成30年度くらいから工事を行いたいと考えているとの事です。補足説明としては以上です。</p>
議長	<p>では何かご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。3番原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>

議長	それでは議案129号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用賃借権設定について、1番事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	鬼石委員調査報告をお願いします。
鬼石委員	貸し手にお願いして現地を確認してきました。これまでお願いしてきたけれど、きちんと契約を結んでお願いしたいという事でした。
議長	川崎委員調査報告をお願いします。
川崎委員	私も現地を確認してきましたが、鬼石委員の説明に間違いありません。
議長	1番について何かございませんか。 議案通り決定します。 では2番をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	永淵委員調査報告をお願いします。
永淵委員	貸し手に聞きました。手続きをしていなかったからという事でした。
議長	川崎委員をお願いします。
川崎委員	私も確認に行ったところ、永淵委員が着た後で、さっき説明したけど、と言われました。内容は同じです。よろしくをお願いします。
議長	2番について何かございませんか。 議案通り決定します。

議長	では3番お願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	永渕委員お願いします。
永渕委員	こちらも今まで契約を結んでいると思っていたけれど、結んでいなかったんでお願いしたいとの事でした。
議長	永石委員お願いします。
永石委員	永渕委員の説明のとおりです。
議長	3番について何かございませんか。 議案通り決定します。 では4番お願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	永石委員調査報告をお願いします。
永石委員	きちんと耕作をされております。よろしくお願いします。
議長	木下委員さん、報告お願いします。
木下委員	永石委員の説明のとおりです。
議長	4番について何かございませんか。 議案通り決定します。 では5番お願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	永石委員調査報告をお願いします。

永石委員	この貸し手は〇〇地区の方で××地区の土地となります。現在も作られています。
議長	木下委員よろしくお願ひします。
木下委員	永石委員の報告のとおりです。
議長	5番について何かございませぬか。 議案通り決定します。 では6番からですが、件数も多いですからまとめてよろしいでしょうか。(異議なしの声) では、事務局まとめて説明お願ひします。
事務局	(事務局説明)
議長	6番永淵委員調査報告をお願ひします。
永淵委員	全てお任せしたいとの事でした。
議長	永石委員お願ひします。
永石委員	永淵委員の説明のとおりです。
議長	では7番、永石委員お願ひします。
永石委員	この方は現在他所に住まわれてますが、元々は地元の方です、耕作が難しいとのことで、お願ひしたいとの事でした。
議長	木下委員お願ひします。
木下委員	永石委員の説明のとおりです。
議長	8番永石委員お願ひします。
永石委員	これは、電話で確認したのですが、石島委員が詳しいのでお願ひしたいと思ひます。

石島委員	場所は広域農道から500mほど上がったところで、現地を確認しましたが、現在も耕作できる状態です。
議長	9番永石委員お願いします。
永石委員	宜しくお願ひしたいとの事でした。
議長	石島委員お願いします。
石島委員	現地に行くためには少し遠回りになるため管理をお願ひしたいとの事でした。
議長	10番辻委員お願いします。
辻委員	貸し手ですが、話をしましたが、整備工場が忙しくみかんの管理が出来ないのでお願ひしたいとの事でした。
議長	木下委員お願いします。
木下委員	3カ所のうち2カ所はきちんとされてましたが、1カ所はこれからするのかなという感じでした。
議長	11番石島委員お願いします。
石島委員	確認を行いました、全て耕作されていましたが、エリアが広い為お願ひしたいとの事でした。
議長	今、石島委員が言われた通りですが、そういう状況だと私もお伺いしました。 それでは6番について、何かご質問はないでしょうか。 (異議なし) では議案のとおり決定したいと思います。 それでは7番について、何かご質問はないでしょうか、 (異議なし) それでは議案のとおり決定したいと思います。

議長	<p>それでは8番について、何かご質問はないでしょうか。 (異議なし) それでは議案のとおり決定したいと思います。 それでは9番について、何かご質問はないでしょうか。 (異議なし) それでは議案のとおり決定したいと思います。 それでは10番について、何かご質問はないでしょうか。 (異議なし) それでは議案のとおり決定したいと思います。 11番について、何かご質問はないでしょうか。 (異議なし) それでは議案のとおり決定したいと思います。</p> <p>それでは議案130号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地配分計画第1号(案)について農地中間管理事業の推進にかんする法律による賃借権及び使用貸借権設定について、一括で事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>以上の経営計画の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>1番永石委員よろしくお願いします。</p>
永石委員	<p>借手と話をしましたが、よろしくお願ひしたいとの事でした。</p>
議長	<p>鬼石委員お願いします。</p>
鬼石委員	<p>私も借手と話をしましたが、よろしくお願ひしたいとの事でした。</p>
議長	<p>それでは1番について、ご質問、ご異議はございませんか。 (異議なし) それでは議案通り決定したいと思います。 続いて2番について永石委員お願いします。</p>

永石委員	こちらについても、耕作したいとの事でお願いますという事でした。
議長	永渕委員お願いします。
永渕委員	永石委員の言われる通りです。お願いします。
議長	それでは2番について、ご質問、ご異議はございませんか。 (異議なし) それでは議案通り決定したいと思います。 続いて3番について永渕委員お願いします。
永渕委員	内容について間違いないという事でよろしくお願いします。
議長	永石委員お願いします。
永石委員	同じくです。よろしくお願いします。
議長	それでは3番について、ご質問、ご異議はございませんか。 (異議なし) それでは議案通り決定したいと思います。 続いて4～7番について永石委員お願いします。
永石委員	これについて、管理されてますのでよろしくお願いします。
議長	木下委員お願いします。
木下委員	永石委員の報告のとおりです。お願いします。
議長	永渕委員お願いします。
永渕委員	永石委員の報告のとおりです。
議長	それでは4～7番について、ご質問、ご異議はございませんか。 (異議なし) それでは議案通り決定したいと思います。

議長	続いて8番について永石委員お願いします。
永石委員	先ほど出た案件でお願いしたいとの事で。
議長	石島委員さん
石島委員	宜しく申し上げますとの事でした。 それでは8番について、ご質問、ご異議はございませんか。 (異議なし) それでは議案通り決定したいと思います。 続いて9番について永石委員お願いします。
永石委員	これについて借り手と話をしましたが、耕作したいとの事でした。よろしく申し上げます。
議長	石島委員お願いします。
石島委員	宜しく申し上げますとの事でした。
議長	それでは9番について、ご質問、ご異議はございませんか。 (異議なし) それでは議案通り決定したいと思います。 続いて10番について永石委員お願いします。
永石委員	借手と話をしました。よろしくお願いしたいとの事でした。
議長	辻委員お願いします。
辻委員	借手と話をし、作りたいのでよろしくお願いしたいとの事でした。
議長	それでは10番について、ご質問、ご異議はございませんか。 (異議なし) それでは議案通り決定したいと思います。 続いて11番について永石委員お願いします。

永石委員	借手と話をしました。よろしくお願ひします。
議長	先ほども話を少ししましたが、貸し手が農業が出来ないという事で借手も知っている方なのでお願ひしたいとの事でした。
議長	それでは11番について、ご意見ご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願ひいたします。 (発言なし)
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第30回総会を閉会いたします。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成28年11月 2日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 木 下 敏 恵

議事録署名者 堀 勝 郎